

● 東京都告示第千二百三十五号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）
第十七条の二第一項の規定により、平成二十三年東京都告示第三百八十一号（東京都都税条例の規定による納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日について、次の表の指定地域欄に掲げる地方公共団体名の区分に応じ、当該地域に住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合において、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））がある納税者について、それぞれ同表の対象税目欄に掲げる税に係るもののうち、その納期限等が平成二十三年三月十一日から同年九月二十九日までの間に到来するものについて、同月三十日とする。

平成二十三年八月十七日

東京都知事 石 原 慎 太 郎

指 定 地 域		県 名	青 森 県	岩 手 県
対 象 税 目		地 方 公 共 団 体 名	全 域	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、市、岩手県雫石町、同郡葛巻町、同郡紫波町、同郡滝沢村、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、和賀郡西和賀町、賀井郡胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、下閉伊郡岩泉郡藤沢町、
不 動 産 取 得 税、 固定資産税		不 動 産 取 得 税、 固定資産税	不 動 産 取 得 税、 固定資産税	不 動 産 取 得 税、 固定資産税
都 民 税、 事業税		都 民 税、 事業税	都 民 税、 事業税	都 民 税、 事業税
計 画 税		計 画 税	計 画 税	計 画 税

宮 城 県			
町、亘理郡亘理町、同郡	同郡川崎町、伊具郡丸森、同郡柴田町、宿町、柴田郡大河原町、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ	登米市、栗原市、大崎市、名取市、角田市、岩沼市、仙台市、塩竈市、白石市、	宮古市、気仙郡住田町
戸町	同郡洋野町及び二戸郡一	普代村、九戸郡軽米町、同郡、	
町、同郡			
計画税	及び都市	定資産税	得税、
不	不動産	不	不動産
事	業	事	業
都民税	都民税	都民税	都民税
計画税	及び都市	定資産税	得税、
不	不動産	不	不動産
事	業	事	業
都民税	都民税	都民税	都民税

福島県			
町、安達郡大玉村、岩瀬	伊達郡桑折町、同郡国見	松市、伊達市、本宮市、	喜多方市、相馬市、二本
山、いわき市、白河市、	福島市、会津若松市、郡	多賀城市	
町及び同郡美里町	同郡加美町、遠田郡涌谷	郡大郷町、同郡富谷町、同	町、黒川郡大和町、同郡
山元町、宮城郡松島町、	同郡七ヶ浜町、同郡利府		
及び都市	定資産税、固定	得税、固定	不動産
計画税	及び都市	定資産税	得税、固定

[illegible]

茨城県					
全域					
計画税	及び都市	定資産税	得税、固	不動産取	税目